

内閣人第四三三号

起案

平成六年三月二四日

決定	平成六年三月二五日
上奏	平成六年三月二五日
裁可	平成六年三月二五日

施行

平成六年三月二五日	平成六年三月二五日
平成六年三月二五日	平成六年三月二五日
平成六年三月二五日	平成六年三月二五日

内閣總理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

友五



内閣總務官



麻生 國務大臣

塩崎 國務大臣

中谷 國務大臣

河野 國務大臣

高市 國務大臣

森山 國務大臣

石原 國務大臣

島尻 國務大臣

岩城 國務大臣

林 國務大臣

石破 國務大臣

菅 國務大臣

岸田 國務大臣

石井 國務大臣

遠藤 國務大臣

高木 國務大臣

馳 國務大臣

丸川 國務大臣

加藤 國務大臣

五五五五五

五五五五五

五五五五五

五五五五五

内閣

高等裁判所長官に任命する

判事 綿引 万里子

(四月十九日付)

内閣

最高裁人任一第862号

平成28年3月23日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

最高裁判所長官 寺田逸郎



高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(東京高等裁判所判事)

判 事

わた ひき まり こ
綿 引 万里子

(発令希望日 平成28年4月13日以降)

高等裁判所長官任命資格調

(平成28年4月13日以降)

補職さるべき庁	現 職	氏 名	年齢	任 命 資 格	根 拠 法 規
札幌高長官	東京高判事	綿 引 万里子	60	判事補在職10年以上の者	裁判所法第42条第1項第1号

1丁										裁 判 所			
年	号	月	日	事	項	旧氏名	出生年月日	氏名	本籍				
五二	五三	五四	五五	五八	八	一	四	五八	〃				
一〇	三	四	四	〃	〃	〃	〃	〃	〃				
八	二五	一	七	八	一	一	一	八	〃				
司法試験第二次試験合格	中央大学法学部卒業	司法修習生を命ずる	司法修習生の修習終了	判事補に任命する	東京地方裁判所判事補に補する	岐阜地方裁判所判事補に補する	兼ねて岐阜家庭裁判所判事補に補する	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	岐阜簡易裁判所判事に補する				
司法試験管理委員会	最高裁判所	最高裁判所	内閣	内閣	最高裁判所	最高裁判所	内閣	内閣	最高裁判所				
昭和三十年五月二日	わた ひき まりこ	綿 引 万里子											

2丁		裁 判 所											
	年 号	月	日	事 項	庁 名								
最高裁判所裁判所調査官に充てる	昭和六〇	四	八	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に	最高裁判所								
東京地方裁判所判事に補する	六一	四	一	より判事の職務を行わしむる者に指名する									
大阪地方裁判所判事に補する	六三	八	一	東京地方裁判所判事に補する									
判事に任命する	六三	八	一	最高裁判所事務総局行政局付を命ずる									
同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	六三	八	一	最高裁判所事務総局行政局付を免ずる									
補につき任期終了	六三	八	一	大阪地方裁判所判事に補する									
	六三	八	一	大阪簡易裁判所判事に補する									
	六三	八	一	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事									
	六三	八	一	補につき任期終了									
	六三	八	一	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる									
	六三	八	一	判事に任命する	内 閣								
	六三	八	一	大阪地方裁判所判事に補する	最高裁判所								
	六三	八	一	東京地方裁判所判事に補する									
	六三	八	一	最高裁判所裁判所調査官に充てる									

綿 引 万里子

3丁		裁 判 所											
	年 号	月	日	事 項	庁 名								
命する	一九	一一	九	平成二十年度司法試験（新司法試験）審査委員に任									
	一八	一〇	一〇	東京高等裁判所判事に補する	〃								
	〃	〃	〃	司法研修所教官に充てることを解く	〃								
	〃	三	二二	司法研修所教官に充てる	〃								
	〃	一	一	部の事務を総括するものに指名する	〃								
	〃	一	一	部の事務を総括するものに指名する	〃								
	〃	一	一	部の事務を総括するものに指名する	〃								
	〃	一	一	部の事務を総括するものに指名する	〃								
	〃	一	一	部の事務を総括するものに指名する	〃								
	〃	四	一	部の事務を総括するものに指名する	〃								
	〃	〃	〃	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所								
	〃	〃	八	判事に任命する	内 閣								
	〃	四	七	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了									
	平成九	四	一	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	最高裁判所								

綿 引 万里子

5丁				裁 判 所											
	〃	〃	二六			〃		〃	〃	二四			平成二二		年
	〃	〃	七			〃		〃	〃	三			六		月
	〃	〃	四			〃		〃	〃	九			一		日
横浜家庭裁判所長を命ずる	横浜家庭裁判所判事に補する	兼官を免ずる		者に指名する	宇都宮簡易裁判所における司法行政事務を掌理する	宇都宮簡易裁判所判事に補する	宇都宮地方裁判所長を命ずる	宇都宮地方裁判所判事に補する	宇都宮地方裁判所判事に補する	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	任期は平成二十二年十一月三十日までとする	特別考試担当)に任命する	検察官・公証人特別任用等審査会試験委員(検察官	最高裁判所上席調査官を命ずる	事
最高裁判所		内閣		〃			最高裁判所		内閣	法務省				最高裁判所	項
															庁
															名

綿引 万里子

